

公益財団法人広島観光コンベンションビューローホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）ホームページに掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の掲載枠及び規格等)

第2条 広告の掲載枠は広告バナー及びM I C E特集記事とし、掲載する位置は、理事長が定める。

2 広告枠の位置は、次のうちから、理事長が定める。

(1) 広告バナー

トップページ

(2) M I C E特集記事

M I C E特集ページ

3 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告バナー

ア 画像データ大きさ

縦 9 4 ピクセル 横 2 2 0 ピクセル

イ 画像データの形式

G I F（アニメーション可）、J P E G 又はP N G。ただし、アニメーションG I Fなど動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の目への負担を考慮するものとする。

ウ 画像データの容量

6 0 k b程度まで

(2) M I C E特集記事

ア 写真データの数

6枚まで。

イ 写真データの大きさ

1枚につき縦3 0 0ピクセル、横4 0 0ピクセル以内

ウ 写真データの形式

J P E G

エ 写真データの説明文

写真1枚につき2 0 0文字程度。英語の掲載をする場合は、日本語に準じた内容とする。

(広告の募集及び掲載)

第3条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、ビューローホームページ、ビューロー機関紙、その他ビューローの広報媒体を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(掲載に適さないもの)

第4条 広告及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、ビューローホームページに掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機の商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (11) 興信所・探偵事務所等を営む事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) その他ビューローの資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(広告枠の数及び広告掲載料)

第5条 広告枠の数及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、ビューローが募集する広告の掲載可能期間を超える期間を指定することはできない。

- 2 ビューローが募集する広告の掲載可能期間は、原則4月1日からその翌年の3月31日までとする。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ広告掲載申込書（様式第1号）」を理事長が定める期限までに提出することにより、掲載を申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第4条及び第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）」又は「(公財)広島観光コンベンション

ビューローホームページ広告非掲載決定通知書（様式第3－1号及び第3－2号）」により通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、理事長は、掲載の可否について疑義が生じたときは、次条に定める審査会による審査を経るものとする。
- 5 理事長は、前項の審査で必要と認めるときは、申込者に対し、内容の変更を求めることができる。
- 6 理事長は、第3項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。また、この通知を受けた申込者は、理事長が指定する期日までに承諾書（様式第4号）を提出しなければならない。

（審査機関）

第8条 理事長は、前条第4項の規定による審査を行うため、審査会を置き、その委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 専務理事
 - (2) 常務理事
 - (3) コンベンション振興部長
 - (4) 観光振興部長
 - (5) 企画総務担当課長
- 2 審査会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 委員長は専務理事を、副委員長はコンベンション振興部を所管する常務理事をもって充てる。
 - 6 審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（掲載順序）

第9条 掲載申込みのあった広告がビューローホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 公益財団法人広島観光コンベンションビューロー賛助会員規程第3条に規定する賛助会員の広告
 - (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体の広告
 - (3) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
 - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - (5) 広島市内に事業所、事務所等を有する私企業又は個人が営む事業の広告（前号に掲げるものを除く。）
 - (6) 広島市内に事業所、事務所等を有しない私企業又は個人が営む事業の広告（第3号に掲げるものを除く。）
 - (7) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを先順序とする。
 - 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(承諾書の提出及び広告掲載料の納付)

第10条 第7条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿（画像データに限る。以下この要綱において同じ。）を自己の負担により作成し、理事長が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ広告掲載申込書」記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと及びその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。

3 理事長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

(広告の掲載)

第12条 理事長は、第7条第6項の規定により承諾書が提出され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第13条 理事長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、当該ホームページの内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し等)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

(3) 第11条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) その他ビューローホームページへの広告掲載が不適当であると判断したとき。

2 当財団は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、理事長に対し、「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ掲載広告等変更申込書（様式第5号）」を提出し、承認を得るものとする。

3 第9条及び第11条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

- 4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあつては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ掲載広告等変更申込書(様式第5号)」により理事長に届け出、承認を得るものとする。
- 5 理事長は、第2項及び第4項の規定による掲載広告等の変更申込みを承認するときは、申込者に対し、その内容を「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ掲載広告変更承認通知書(様式第6号)」により通知しなければならない。

(広告掲載の中止の申出)

- 第16条 広告主は、「(公財)広島観光コンベンションビューローホームページ広告掲載中止申出書(様式第7号)」の提出により、ビューローホームページへの広告掲載の中止を申し出ることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による申し出があつた場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。
 - 3 理事長は、前項の規定により広告掲載を中止した場合であつて、中止した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間(第7条第3項の規定により掲載を決定した期間)の残りの月数が3か月以上あるときは、当該残りの月数から2か月(広告掲載の事務手続に要する期間)を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。
 - 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

- 第17条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。
- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。
 - 3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
 - 4 次に掲げる理由により、当財団がビューローホームページの運営を一時停止した場合(一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において

解決しなければならない。

- 4 広告主は、第7条第3項の規定により決定を受けたビューローホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

別表

区分	枠数	掲載料（1か月あたり）税別	
		賛助会員	非賛助会員
バナー広告 （日本語全ページ）	6 枠	10,000円	12,000円
バナー広告 （日本語・英語全ページ）		12,000円	14,400円
MICE特集記事 （日本語ページ）	4 枠	15,000円	18,000円
MICE特集記事 （日本語・英語ページ）		18,000円	21,600円